

令和6年門審第6号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官小林努出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年5月27日23時25分

山口県越ヶ浜半島西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

登 録 長 10.07メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 169キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に船室、その上方にフライングブリッジを設け、同ブリッジ前部右舷側に舵輪、その右舷側に機関操縦レバー、左舷側にGPSプロッターをそれぞれ備えたFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、釣りの目的で、船首0.7メートル船尾1.4メートルの喫水をもって、令和5年5月27日16時00分山口県萩港所在のマリーナを発し、同港北方沖合の山口県羽島周辺の釣り場に向かった。

a受審人は、17時00分目的の釣り場に到着して釣りを始め、23時10分釣りを終えて帰途に就いた。

ところで、越ヶ浜半島西方沖合には、標高27メートルで陸岸の明かりがない山口県九島があり、その周辺には水上岩や暗岩などが散在する浅所（以下「九島浅所」という。）が存在し、同島南西方約560メートル沖合には、灯質が毎8秒に緑光のモールス符号A、光達距離が4海里の観音喰合瀬西灯浮標（以下「西灯浮標」という。）が設置されていた。

そして、a受審人は、九島南方沖合を航行した経験が豊富なことから、九島浅所の存在を知っており、平素、付近を航行するときには西灯浮標の西側ないし南側を航行していた。

a受審人は、GPSプロッターを0.5海里レンジで作動させ、フライングブリッジの舵輪後方の椅子に腰を掛けて操縦に当たり、23時15分頃西灯浮標を左舷側に航過し、九島南西方沖合を東行していたところ、風勢が増し、右舷前方から波しぶきを浴びて眼鏡を紛失したことから、一旦機関を中立運転として漂泊し、船室に向かった。

Aは、折からの南寄りの風により、九島西方沖合に圧流され、23時21分頃a受審人がコンタクトレンズを装着してフライングブリッ

ジに戻ったときには、九島北西方約360メートル沖合に圧流されていた。

a 受審人は、周囲を見渡したところ、船首方の景色がいつもと異なり、左舷後方に西灯浮標の灯光を視認したので、その付近に戻ろうと考え、23時22分九島北西方沖合を発進し、西灯浮標付近に向かった。

発進するに当たり、a 受審人は、船位を確認しないまま航行すると、九島浅所に乗り上げるおそれがあったが、西灯浮標の灯光を視認しているので、その付近まではGPSプロッターを見なくても無難に航行できるものと思い、同プロッターを活用するなど、船位の確認を十分に行わなかった。

a 受審人は、23時23分半僅か前九島島頂から301度（真方位、以下同じ。）320メートルの地点で、針路を133度に定め、5.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a 受審人は、定針したとき九島浅所が正船首方190メートルのところとなり、その後九島浅所に向首して接近する状況であったものの、この状況に気付かずに続航し、23時24分半少し過ぎ九島島頂から285度140メートルの地点に至り、西灯浮標付近に向けて右転したところ、23時25分九島島頂から263度150メートルの地点において、Aは、船首が241度を向いたとき、原速力のまま、九島浅所の岩場に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力4の南東風が吹き、潮候はほぼ低潮時に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、右舷船尾部船底外板に破口、プロペラ翼に曲損などを生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、越ヶ浜半島西方沖合において、マリーナに向けて帰航中、一旦漂泊して発進する際、船位の確認が不十分で、九島浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、越ヶ浜半島西方沖合において、マリーナに向けて帰航中、一旦漂泊して発進する場合、風力4の南東風が吹いていたのだから、九島浅所に乗り揚げることのないよう、GPSプロッターを活用するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、西灯浮標の灯光を視認しているので、その付近まではGPSプロッターを見なくても無難に航行できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、九島浅所に向首して接近する状況に気付かずに進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年9月12日

門司地方海難審判所

審判官 管 啓 二